

# 京都市内の新築工事物件についてのみ、下記経緯より 中間検査対象床面積の取扱いを一部変更します。

注意：改正後の特定工程が適用される物件に限ります。

中間検査対象床面積の取扱いにかかるルールが確定されておらず、検査を引き受ける機関によりばらつきがあった。



京都市告示(建築基準法による特定工程)改正・・・公布・施行:H23.4.1



H23.4.1以後に確認申請された物件から改正後の告示を適用する。

告示(特定工程)改正にともない、中間検査対象床面積カウント方法(『京都市ルール』)を京都市が作成・提示



改正後の告示が適用される物件から『京都市ルール』を適用させる。

上記『京都市ルール』をH23.5.1から運用を開始するよう京都市が指導



I-PEC では従来より『大阪市ルール』により、中間検査対象床面積をカウントしてきた



I-PEC としては、京都市が実施するよう指導している『京都市ルール』を取り入れる趣旨については理解する。  
但し、下記の問題が残る！



「京都市ルール」の場合、「大阪市ルール」より検査対象床面積が大きくカウントされる傾向がある。

中間検査対象床面積に基づき検査手数料を請求させて頂くために申請者(お客様)に過大な費用負担を強いることになる。

I-PEC では、中間検査対象床面積のカウント方法  
≪「大阪市ルール」・「京都市ルール」≫を使い分けすることで問題を解決します。(京都市内の改正告示適用案件に限る)

※ 詳細は、別紙を参照願います。

平成23年5月20日

建築主・監理者 各位

株式会社 I - P E C

## 中間検査対象床面積の使い分けについて

— 検査申請書に記載の床面積と検査手数料算定根拠の床面積の使い分け —

中間検査の際に、建築主(実質的には監理者等)から申請していただく検査対象床面積の算定方法については、必ず守らなければならない特段のルール(規則)があるわけではなく、検査を引き受ける検査機関の判断に任されてきていました。そのため、I-PECにおいては大阪市が採用している**検査対象床面積算定ルール(『大阪市ルール』)**を採用し、**検査対象床面積を算定しています。**

I-PECにおきましては、上記検査対象床面積算定ルールに基づいた面積を中間検査申請書第三面【ハ. 検査対象床面積】に記載していただくとともに、左記床面積により中間検査手数料を請求させて頂いています。

今回、京都市が中間検査にかかる告示改正をおこなうと同時に、従前より京都市ならびに一部の指定確認検査機関が採用してきていた**検査対象床面積算定ルール(『京都市ルール』)**を図案化し、今後京都市内の中間検査物件については左記ルールに従い検査申請書第三面【8. 特定工程】【ハ. 検査対象床面積】に面積を記載するように指導しています。

今回京都市が設定した**『京都市ルール』**によれば、**検査対象部位(特定工程)**にもよりますが、従前よりI-PECが採用している**『大阪市ルール』**より**大きな床面積になります。**

すなわち、京都市が指導している**『京都市ルール』**により検査手数料を請求させて頂きますと、**実質的な値上げ**になるケースが存在します。そこで、I-PECとしましては検査申請書に記載していただく床面積は京都市の指導を尊重し**『京都市ルール』**により表記していただきますが、**検査手数料の根拠となる床面積は従前より採用してきた『大阪市ルール』を継続させて頂くことで、従前通りの料金で検査を実施**することで、**実質的な値上げにならないように努めさせていただきます。**

中間検査申請の際、監理者様または代理者様には、申請書に記載頂く**『京都市ルール』**による床面積と、検査手数料算定のための**『大阪市ルール』**の2種類の床面積を算定していただかなければならないことになり、誠に申し訳ありません。

また、検査申請書をI-PECにお持ちいただいたときに、上記2種類の床面積を検算したうえで適切な検査手数料を請求させて頂くために、受付時に多少お時間を頂戴することになり、ご迷惑をおかけするかもしれません。あわせて、お詫び申し上げますとともに、なにとぞご了承のほど宜しくお願い致します。

監理者様または代理者様等におかれましては、御手間をかけることになり誠に申し訳ないのですが、上記手続きの件宜しく願い申し上げます。

以 上

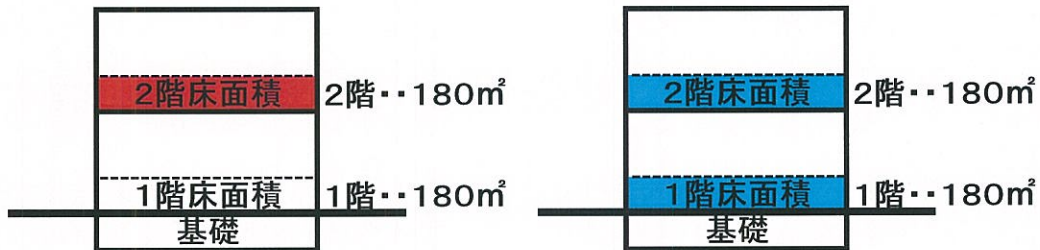
次頁に下記資料を添付しています。本書とあわせてご確認の程、お願い致します。

『大阪市ルール』と『京都市ルール』による面積の違い(例)

# 「大阪市ルール」と「京都市ルール」による面積の違い(例)

特に特殊建築物にかかる『建方工事に関する工程』にて顕著に現れます。

『大阪市ルール』の場合 『京都市ルール』の場合



『大阪市ルール』対象床面積  
・・・2階のみ 180㎡

『京都市ルール』対象床面積  
・・・1・2階合計 360㎡



検査手数料(I-PEC規定による場合)

¥60,000 円

¥92,000 円

京都市ならびに一部の指定確認  
検査機関においては従前より『京  
都市ルール』にて検査手数料を算  
定しています。

I-PEC は従前より、また引き続  
き今後も『大阪市ルール』にて検  
査手数料額を算定することで、**検  
査手数料を“低く”**押さえさせてい  
たきます。

知らず知らず、  
“高い検査  
手数料”  
を支払って  
いませんか？